国立公文書館
National Archives of Japan

明治十二年購求

国立公文書館
National Archives of Japan

汐尻巻之四十九　正徳

後宮名目抜抄

清井長政の子孫

鳥目を贄とす

大神君渡乃清藪

中村之義

光孝仁哀傷清宮

秋ちかひのうた

加減騂

陸奥さくらふ宮

志賀の福寺記者風帳

あとべ

多賀氏

馬の頭毛をもりて

を海俗正

内ゝひゝゝ孫

礼儀彩典

古きよをもとめ宮

蒙府老人

人の主長をもとめの宮

あやめきし時の宮

国立公文書館
National Archives of Japan

五大院稿
名号華厳の旋回
吳邦初祖人の著
林樹
友人訳源子中世
阿弥陀仏之号
金刀不懐僧
貝石山石貝刀状
向阿師云
渡辺綱異系并墓所
癸巳五月七日之記

元後名僧
釈氏居士号
念八雑名
分斉
知然氏風帳立物記
四大作信記
朱子曰天地始
生必子
知之之
多田権現猶位并奇瑞
番伊光侯人之二面の名

志福子訳世青店世の抜
和虚舟子顔
宇宙并舟丈夫
勝しき力をロすし
死福を冒して初徴を解
舟阿上人之の志懐
伊勢大人の名
偏鬼界を使ふ
白火の乙児
利藤の奇志
父母をみる
癸巳十歳壱の夫数

○後宮名目三巻　上巻一冊を物して生涯の伝事

左のごとく

中のころも　宿衣乃事

法すてゝ　法師位の衣乃法さゝのごとく

おなをて　法帯（ホウモシ）

法さゝ裳　法ゆくのゝ為の裳と称ひ

きゝ法度湯　法をおこなひ修法

法ゝ松　法度に万代と共に栄ゆく松の事

伊勢神垣　法度より恐れ奉る神垣ひの事

抱也大（サ）法法示の法厨子棚の大（サ）にして中に細帋を

入れたる

幸の法守　姫娶の夜妻のうちとりてよわりもの
嘴結くくりて二疋もサ二尺ばかり守無拙い嘴結（ミナムスビ）
あるい菊の花形を用ゆる事有来也守の滅拙い白地
紋い繋奢或い松竹に落葵の彫也夫の法ちい姫屋の
中棧よかけ妻のい姫屋の義拙い無ちゝ
紅葵見　法主のこゝろ事ゝて作る姫娶の祝ゝ次
の夜ゝい白ま主て中の夜下裳ゝて必き色を用
ゆる其事ゝて明ゝ其主ての掛中の衣きもの
色ゝゝたる法下裳ゝい妻の為ゝ主ゝ事ゝ
掛ゝゝていゝるゝて中の衣ゝも法下裳と
紅あるい桃色の法掛ゝ今也ゝ　暑書

法火事　妻の為ゝて新ゝ法ゝ祝ゝ事也
白河院の中ゝ堅ゝ兼歴ゝて七月九日法華おゝ
ゝるゝゝ法懐拾の所ゝきゝて中ゝ伝ゝ
おゝるる四月の中比冥ゝ師実ゝ系内おゝ
ゆゝるゝき法様のゝゝゝ水を上て打無ゝおゝ
四ゝけゝ所ゝ法ゝ事ゝ無ゝいゝ所ゝ
ゝ計ゝて焼きゝ也おゝゝゝ弁の内作ゝて年
四十ゝゝて有職ゝゝ内作ゝゝゝ
四ゝゝゝゝゝゝ内作ゝゝ
ゝ祝ゝ事ゝ中ゝの法ゝゝの料ゝ殿
ほゝ事ゝ作ゝ法ゝ

元亮に比せかしあさかせらてらのこにいさあらぬ
抑清火といへるは女人経のおはりに年一月として
熱月をすくるハ万民生を懐妊の間をへおけるもの
古秘のことやう侍る也さらへて清音の読を伝のた
火と名つけ来るは対屋に出て女の形をかねしるをおはる
語りける護水はいまもあやしハ対屋に出せし女の形をかまへ
ねハ清火ならは中侍る火ハ身を以て消しおほけれは
水を以て家をとゝめ給清火とさけのこゝ有て出生
ころ御たきをこしてきし思ひかけてのこりましく
未り給ハ俗といへりて建武年中には家あまたか
ちかく先はさて代ゝしてきましたりして嫁娶をとての沙汰

其の正月にそかれしはる妻の嫁取より水祝ひ
とて侍ることにて侍る云々 畧書
信景按するに月水祝ひといふ事を俗ことにいふハ
対屋のいひはあやまりまやにて伊勢の旅人の
女房を作りて他所にゆくにも亦水祝ひの事
松永深尖り事語りとも亦ハ豫州まて清敏人
作らぬとりて嘉を云ことの女かましきより再
娶の男に正月水あひせることも事始りし
かんと俗語に中侍るハ清音俗間の古言ならぬを
知らぬ先の云なりと見へ侍るなりて水祝ひ乃
ことハいましてありはたさらし 丈ハ外男の方より

[illegible]世のいそがい大臣朋友の義ハ[illegible]
[illegible]ハ俗説の云ハ朋友ハ[illegible]
事ハ[illegible]師秀公のせしも野信の
[illegible]ものを倣ひていまだ[illegible]
[illegible]や又ハ君臣のすでに[illegible]
世の水[illegible]ハ[illegible]
[illegible]朋友の道ハ[illegible]
[illegible]京の高[illegible]
[illegible]府下[illegible]
[illegible]侍ハ

○源高[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ信西法印の女弁の局上西
門院の命婦の方へ[illegible]
[illegible]の文[illegible]
[illegible]
[illegible]信西の[illegible]

○或曰浅井備前守長政の息茶徳丸ハ秀吉の為ニ害
せらるゝ如き之人 市姫茶徳丸ハ秀吉の妾淀殿と
茶阿局ハ乳大夫人なり
[illegible]
二如き其爵ハ加賀の三位なり付ハ母安の侍ハ[illegible]
[illegible]ハ知侍ハ
畧系如左

○長政 備前守贈二位大納言

- 浅井八兵衛
- 浅井内藏允
- 浅井源左門
  - 浅井源左門
    - 菊池十六郎 為菊池氏養子 領三千六百石
- 女子 東福門院對馬
- 女子 磯野八兵衛妻

○石橋八元石川と手足数多九鬼の族也 多田氏石橋村より

尾州知多郡に住居す 永享年中に永享の乱に御北

中に曰永享十二年 二月十四日 大和軍一色釈迦三人自

殺因共一日 千川肩幡 [illegible] 因共に乃敗落

とゝ幡氏の族也 摂四方に多数の領して新田

義助もとゝ次のひとり 次のひとり 家良親王信濃に當

國犬山に出沛して 步卒を入形よりて伊勢に沛を

[illegible] 新墓集に西濃 [illegible] 幡

沛の内也 今ハモロサキの内南乃 [illegible] 幡

師清に住せり石橋孫兵衛重親 信濃氏より 林義右

衛義宗信の子也 長政に八郎信秋と

称し後に志摩守と [illegible] 大和守に住せし

○武勇の [illegible] 義を [illegible] 多用を捧て贊し後

ふ [illegible] 正十 [illegible] 正月 元亀 江州北土の地を [illegible] 信長侯約

の合戦より始めて [illegible]

○馬の頭毛を [illegible] 人だの能 [illegible] いて

[illegible] 盛人 [illegible] 傳 寛永 [illegible] 八月十二日

幕下ニ召して咄せしめ給ふ故ニ軍用ニ益ある事多し
侍りしとなん

○太神君の御影ハ七十才の時同所ニ彫らせ給ふ尊像
を以て御容貌をうつさせられ御鏡の御影と称し給ふ
在世ニハ浅草の月光ニ居させ給ひし 法光ニ出て依て
豊後坂増上寺本堂の後ニ御影堂を建 寛永十一
年改て御影堂を安置し奉る 大猷院殿の御時同十
八年ニ紅葉山の麓ニ移して御影堂を建て御影を
うつし奉りける此を安国殿と号せしなり 法華世ニ始而くに唐の事也
右ニ画く御門も唐の
御門を似ふといふ

○天海僧正ハ初ハ江戸崎の不動院の院主也鴻巣乃

普山和尚出世を遂し法印の師となると云
実ハ室町義澄の落子慶長五年ニ来りしと云

○中村對馬守 — 弥右衛門元利 — 又藏元勝
又藏元悅 — 又藏勝親 — 又藏勝時

弥右衛門元利ハ相州足柄郡藤沢ニ生れ尾州ニ来り
今川右馬助氏豊ニ仕へ茶湯ニ利休通ふ乃女を娶り
元勝を生し今川没落の後元勝落須市場ニ居住
するニ入り仕へ禅ニ帰し中ニ還俗の時寺
の本尊茶湯を捨て立退く六角ニより関を取り東
方ニ利を知り名を得て今川義元ニ仕へ正山

条氏直を伐て武田勝頼を滅し次に尾州を平ら
げるを術 平石左衛門

慶長十七年十一月六日卒 八十八氏直の感状を
永禄十二年武田信玄也滅田信雄を中々五百
騎を給ふ秀次永禄年中二千石の法華寺を給ふ
其外六度官位朝日忠右衛門三千石の朱印を給ふ

○凡侍従の名を侍と称し次に侍と
とも称を弱冠なる人多きにや

称四位とは官位にて侍従なる称号いて
侍従まつりごとと略の長官なるやうなれとの侍なる人
侍従ひろまりふ官位にて侍従は世下の事なり也

されと侍とは根本大内裏上の事を云事歟王の御
小臣上清涼殿上の侍と亦小少納言宿侍の二字をもの
みなるもの 源氏物語の巻まつ侍るのみ物さく
なる裏上の事をいへりすべて宿直の侍といひ侍
中小西の称也凡侍といふ類多大臣以下諸家の
恪勤者の名多く政所令重代の侍を補せ 鎌倉
幕府の内侍所を置てこれを其名をえらひさ
ふらひ来の法所ふらひ侍ふらひ事也

○故亜相光友公綱長朝臣 安芸侍従 のこと世所ひ所
於を也内て拝ふ小所ひ庭ふ所
あたりとこそ光友卿

[illegible]

○宝永七年水戸公禮儀類典五百巻を柳営に献し[illegible]を桜花の名記其外式[illegible]物を[illegible]源義公五十七年の[illegible]力[illegible]

○大本集の[illegible]

秋[illegible]

[illegible]

○為[illegible]の[illegible]集[illegible]

何[illegible]

おもひあ[illegible]

○加減（カン）　酒のかんなりかんの[illegible]

駻（カン）　馬のかんなりかんの[illegible]

○蒙齊老人（岩井氏）を賀恵の[illegible]

[illegible]

十一歳にして下世せり致事の[illegible]

[illegible]

[illegible]

頂岩院心誉又三居士

投眠世上虧盈月　笑破人間開落花

七十餘年槐下夢　故林鐘暗只鳴鴉

[illegible]

たゝ世をうとて美しきものゝ
世をうとくとなりてくるまあたり
まてこの秋よりひとつくき世とてまき立て泉下流
迷いやくゆふを折て何とかれて粉もつくること
まほろしよりゆめとなりてあるかな
かをよりつなふかまいなんりま
和の花いとあくはよりたてしらい
八重しらるかのすなの薄文もてて
とたれぬるもとうやの和の兼
○人の去をとよりて作りて赤梅樹ちまて分ちの

をもはけし侍りし本しる男出ていりにしぬ
事のこゝあかを
たまつけを本するものゝみよ紫ときの
酒てしあれむりをてよ
○真福寺の訳音帳ひしけんこゝはり抑りる折り
中ゝて作りた或人何をの初ゝ人ゝ少ゝてほゝる
なふゝ沼やもしのりゝ乃表ゝ立て
こゝろゝき美はよ世をゝいの庭
ゝ時の西懐ちんと一巻ゝ宗生作るまゝ抑ゝ巻ぬ
○二月四日あゝ秋ゝゝて下紙ゝる古ゝ処抑ゝき作ゝ
をゝんゝ

あやめ葺とうたてもとりも
そこに[illegible]
端午の節供古しへ朝廷の法式[illegible]
[illegible]なりし法の納[illegible]
[illegible]首を會して中の[illegible]
日あるく競闘乃[illegible]和漢[illegible]
蘭泛浦（ユヲアミアヤメウガツ）古今伝（クスタヒチ）彩繻角黍（チマキ）招鄙（ヒナ）[illegible]人不管
世上の故事物語を把て[illegible]

○五大官橋

山城國淀　橋料秋米五千石

同國伏見　京橋料秋米二千石

江州瀬田　橋料秋米千石

三州矢作（やはぎ）　橋料秋米一万石

三州吉田　橋料秋米三千石

此外武州江の大橋今八[illegible]　吾妻杞島津島の西大橋乃[illegible]
[illegible]橋（[illegible]）も　打のこ[illegible]
[illegible]橋立（丹後）も[illegible]
きの橋（[illegible]江）世[illegible]海橋（山城）[illegible]
紀前伊勢　も有[illegible]岩橋（和州）の[illegible]
和州　も爰の浮橋[illegible]中[illegible]佐野の舟橋（上野）
かけて[illegible]思ひ[illegible]石江の橋（摂州）[illegible]
海橋（[illegible]）[illegible]
かくまれの橋（[illegible]）[illegible]
[illegible]吉野の[illegible]

ふ橋うをもとおもとかさ橋の橋公和まこ一橋も
者ゝ[illegible]まて橋田の橋（摂州尾州）も西ゝ[illegible]
かゝ[illegible]しあるて[illegible]ん宮の川の橋（山城）すぎ椋橋山
（和州）いそかるそ[illegible]井の法[illegible]ふ[illegible]ふ吉野の橋（紀州）
也男ひ[illegible]の本芳のかゝそし（信州）や書海さ太沼の橋
（伊勢）ゝ[illegible]ゝ[illegible]せさの七橋（江州）いまてゝ[illegible]かゝ[illegible]て
筆[illegible]おきぬ

橋はゝ[illegible]ゝをぬ[illegible]ゝ[illegible]
乃めすはひゝ[illegible]ゝやゝ[illegible]

○鎮西（筑後國山本々）井上山善導教寺ハ本朝浄土宗二祖聖光弁阿上人の開産ゝて順徳院建保元年

丁丑勅額を賜ゝて官寺ゝ[illegible]ゝ[illegible]ぬ浄土一流の本元九州の寺ゝて是紫衣の僧地ゝ[illegible]
浄土宗数流ふ[illegible]ゝて其立義業菊ゝ[illegible]ハ
洛西の一流のゝて吉水の正流ゝて大師教信の
本ゝ遠ゝ[illegible]ゝ阿上人の三祖の書ハ一流
乃西義を[illegible]ゝ[illegible]ゝ宗の祖
侍ゝ花頂の義山師[illegible]ゝ侍ゝ[illegible]

○名号ハ華厳の疏ゝ召体曰名表德為号名別号
通ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ法性報土号ハ各自の体ゝて
[illegible]ゝ[illegible]ゝ仏ゝ[illegible]
法仏の表德ゝ[illegible]

○ 粉氏所称の居士号は、蓋し薩慶胎經の説より出ず、大居士の称は、大惠禪師（高貴寺の号）より始まる

○ 吳邦初安公の若い師匠より、眼の二字より法名を具して号を授り、亦二字を重ぬ、仍て道号戒号を連称せり、永國中世、禪門に入る者、唯僧らに、て道号を以て、禪宗伝来の法道号戒律及び居士号あり、古来、諸宗、これを教へて四字の法名居士号を授けず、院号は貴人天子に限りて、公の為に院を建て、人に其院号を称して、法興院（東二条道長公）、法成寺殿（法性寺白家公）の類也、後禪徒の家の人に院号を称、殿乃

字を繋ぐ事も、古ふるしたる也、世の凡卑の輩にも、諸宗の院号を授て、殿の字を、付らるゝ、妄作の甚しく、院号居士号、のごとくなるべし、七堂伽藍下の僧、悪りくきい市井の凡下にも、へつらひて、院と称せり、忘恩きい出世和尚なり、編旨会宣ともなりて、位を授し、上人を称、此所に、祖師日蓮、の教を、学ぶ人、何世の代か、学を、捐ひして、彼徒いこしくく、私作、なるべし、今数世、他の、諸載とうそぶくのみ、学を、無て、可痛可惜、

国立公文書館
National Archives of Japan

○念ハ執名ニ黏也意相親愛心黏着不能忘也といへり
思ひを調するも繰返しにあらん我氏と念佛の念をもとを
以てとなへし

○林樹済縁記云四樹以上為林獨株為樹云々

○分斉ハ正源にて分段斉限也といへり　ホドラヒ也

○友人観瀾子下世絶驚絶惜初七忌辰捻香

浮世可憐泡沫身　豈除去夢境煙塵
雲揺西散暮天涙　杜宇声々愁殺人

○こゝに癸巳春三月十二日より百日の間勢州朝熊岳
虚空蔵大士開帳ありて余も其次て人々とともに山をのぼりせ
山ハ弘法大師奉安ましましてこそ真言求聞
持の霊場也中比以来禅院となりし此度開帳に
付寛名を出し且寺因を板にえりて参詣の僧俗
にさづけし人縁をむすばしめ侍り

伊勢朝熊嶽霊仏霊宝開帳目録

一本尊虚空蔵大菩薩　明星尊天 両宝童子
一達磨大師　蘭溪和尚唐土傳来
一大黒天　運慶作
一明星尊天
一如意輪観音　天竺仏
　七福神
一虚空蔵菩薩
一身蛇帯王　行基御作
一賓頭盧尊者　傳教御作
一毘沙門天王　運慶作
一掌善掌悪二童子　運慶作
一稲荷大明神　弘法御作

一 弁才天　弘法御作
一 毘沙門天　運慶作
一 恵比須　運慶作
一 寿老人　安阿弥作
一 大黒天　傳教御作

右

一 仏舎利　御長一寸三ア　囲二寸八ア
一 大日如来　慈覚御作
一 三宝荒神　弘法御作
一 阿弥陀如来　毘首羯摩作
一 衣被大黒　傳教御作
一 不動明王　運慶作
一 摩利支天　傳教御作
一 方丈本尊釈迦如来　普賢并文殊并　安阿弥作
一 閻浮檀金弥陀　唐作
一 大日如来　定朝作
一 愛染明王　運慶作
一 身蛇帯王　湛慶作
一 十三仏　定朝作
一 天神

一 聖徳太子　定朝作
一 當山開山東岳和尚像并法衣一肩大覚禅師ヨリ傳来
一 釈迦如来　恩恭筆
一 火除鈴　稲荷御作
一 無量義経　慈覚御筆
一 心経　弘法御筆
一 唐磬并唐鈸
一 義朝公太刀
一 権現様御所持碁盤并将棋盤
一 駒角
一 牛玉
一 當山鎮守雨宝童子　聖徳太子御作
一 當山前住明叟和尚畫像并法衣
一 文殊菩薩　兆殿司筆
一 法華経　慈覚御筆
一 金光明経　光明后宮御筆
一 日八多羅葉
一 合鎚剣　稲荷弘法御両作
一 衛府太刀
一 天狗爪

以上

勝峯山
金剛證禪寺

○南無西方極楽世界三十六万億一十一万九千
五百同名同號阿弥陀仏
昔釈迦牟尼仏住世行化至一俗舎見翁婆二
人以穀一斗記數共念阿弥陀仏願生浄土仏
言我有異方便令汝於一声中念得多穀之數
遂念念上仏名
右仏尊號因縁諸浄土経並不見出始因唐飛
錫禪師宝王論以此仏號立一念多仏付次侍
郎王古直指浄土決疑集亟之後龍舒浄土文
廣勸人受持乃曰嘗以私禾穀校之一合有千
八百粒若一称此號乃滿二千頃穀之數仏既
自以此教人則其功德不可思議也切緣宝王
論不載所出経論尤為缺典今恐称誦者欲知
故茲録示云〻出樂邦文類一
今按右尊号出阿弥陀仏偈
後出阿弥陀仏偈録加經字阿弥陀經同亟
同私記　釈良定作
讃阿弥陀仏偈　曇鸞師作
○傳教大師傳一卷

廬山大師傳ト題シ撰者殺一乗忠ト記セラルル
大師の門弟仁忠和尚也

慈覚大師傳一巻

奥書云右傳ハ故寛空入道親王所撰也

智証大師傳一巻

天台宗延暦寺座主園珍傳ト題シ撰者ハ智証
学士三善清行ト記セリ

慈恵大師傳一巻

為恵大僧正傳ト題シ書の尾ハ長元四年九月
九日記セルト云ヘリ撰者ハ或人曰覚運傳
故の学士藤原ナルヘシ為恵大師傳ト題セル

一本ニ慶仁ト云ヘリ五月首景莊の撰述ニ所ル
右四大師傳記ハ冊爽永改元の秋山門西塔の秀雲
上人録行シテ世ニ行ハレタリ

○慈覚大師ハ強ヒテ人影ヲ示ス師の履ハ多
ニ有リ人見ル所ニ一履ヲ印シ一履ヲ印ス
のこれる人ハ前後ヲ忘ル亦伝ヘ云師迷化の日相州立石寺ノ
龕中ニ安置ス未ダ閉壙セズ今尚備ハル
ハ云ヘリ弘法徳一ハ人覚大師且ツ或後の弘法ト称ス全
ク是壊ヲ示ス一奇事ナリ

○朱子曰天地始想只有二水火二者水之滓脚便成
地今登高而望群山皆為波浪之状便是水泛如

此只不知因其麽時凝了
手ゝ[illegible]ゝ摂州有馬ゝ[illegible]六甲山ゝ[illegible]ゝ[illegible]
友ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
波のすゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
山上の石ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]て螺の類蛤の類あり裏実[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
仲友或人ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
少将義行云の清盛の山も石中ゝ貝ありと[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
て殷のゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

はゝん朱子の説を以て尺るゝ海水漸陸ゝ[illegible]ゝ[illegible]軟
泥化して硬石凝りし[illegible]貝介ゝ裏ゝ含まれ固
しく化して石ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝる事多し

貝石山石貝の状

貝のかゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

かゝる類ひ一二ゝ
あり次

おゝ[illegible]ゝ石破て流出ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

播州安流郷

巖鶯山梅林寺 津ヨリ四五里

柳谷村にあり 寺号虚空蔵法大師の開基なり
志宗 弘仁年中志盛宗薫之
なりし巖上の古寺半ばの老樹屋後の山嵐加
下の渓水清冷にして恰も仙境を為す
かゝる所に岩洞流水深くして見れば貝殻多
して岩の穴にも石の割れるもこれ形容貝の
形なる也

○一向寒山坐淹留三十年昨来訪親友大半入黄
泉漸減如残燭長流似逝川

高く山谷の仏也ゴ氏も知る人なく古もきりも
高く巖小立しゆゑ也と高く山谷の仏なるゆゑ
布をつりて高く樺皮の冠をいたき大なる本
巖をもつて國法の来る拾得見て必菓瀑の跡さ
仏前より入て左の方に見て云ふ或ひと廊ふ
安しにして高く仏法寺僧もいりて枝をもつて
逐へい多物て知る其面の深き高く海と石巖
の巖穴なる甚穴自穴て垂れ今も安民甚平生
本石屋なんとなる面くなる事仏前世の人あり
慕ひて写し集巻を刊て高山谷と称し郷民
仏を文殊大士の化現なりと云て来る一夫余りなり

後世無窮を願て庵主も無住のあり様法
風を知られける今にて尋ぬれば街衢の喧なるに
かりの栖もしばの庵をしやうひ住ひ何ものを無
くして一点の塵もなきものを養ひ出ることし衣冠を
よそおひ人を待て法けるも公事煩ひ
無て人欲を沈ませ今を世の世ともあらめ
住りまして百年の後人を慕ひたんや中く
惜ことを一世ものこり住ひ代
の師匠人ありて為たまひ住ひ程
為利を後世に残て人ものよ立活潤を辞て世ふ
共住人の豊いうしるまを

○向阿師云ものよ目の前の哀傷ふ指も新あ民
まして耳のよ示なる母君ふ為ものく住
多なし男ふをいまもる婦ふていても結
婚ものく新をうるほもを寂すく系ふ言
ものこのの事となしぬやいある父子相迎ものよ為東盛
る妻人に後妻をとりむ少世ものよ
ひてい毎ものよ灰土の新なるものをすれ養育相見
乃龍和尚書懐の長篇の中ものよ匪直詔華不少住孔
丘盗跖云何之縦識人事無依類多有言辞実不
知ものを形ものよにまくありいちものあらき
ちくいなぬいなるものもこと分のこくものよすてふ

異ひとしきけりかくもん紛れて紛れぬ公は
うしてつまたさ法師の慙愧し侍る友たちも人
海保氏 三十まにうしてあるたる夢ものを夢ようて
も覚こしをまなる人のうこゝや半侍るも
かきてしに涙のうこゝにしたゝめて
抽思やうしれいうふしひき
うまる方のまりてかしかくしきさまぬ命にこ涙侍
おちうしてい人の歌のなりひ侍る歌ようの事
ち人と道具にてしたうしかすれ侍るかまて
侍るれしさしに花紫とつけて是世のすさも
と一ちなる思いつる時こうまひ雪のまひゆく

仏地いつすれ
ゆきかてまさちるまれの
むしふしうる蕃ちの花ふよ

○或人問世小人の面能て落ふる古今ます
尺ふう唐土の事ふ人ふ何曰朱文公
曰人将死有云魄落若氣升而散（ナシ語類三）是
人ふ能て落ふ法の

○渡辺綱（多田家四天王隨一）

品仁明天皇
- 源二敦
- 刑部少輔昵
- 内舎人綱（実崇峨天皇皇子左大臣融曽孫 嵯田源次宛子也）

右大臣源光
- 左少将貞

○河原左大臣源融――河原大納言昇

武蔵守仕――簑田源次死

綱は老後は摂州河辺郡多田庄西畦野村木子ヵ岡
にて死し其所にて葬せり小童子ちの墓(西畦野村)
小童子は満仲公の御家人長谷仲光の子光寿丸
塔婆の為に満仲公建立願供源次俗名(満仲公の男美)
丈九尺ばかり
石碑年号等記なきも世伝にて墓を夢にて知りし所を
松浦先祖の棟(綱の後裔肥前國平戸住)こゝより出て墓を
見るに成て壇を新に建て碑を置し石塔

簑田源次は小童子(源次俗名)の墓に
奉出花頂の應養大僧正に法名を授て号を
出家せり其位牌に云
泰安院殿鎮西府総司通事舎人源綱大居士神儀
裏書に曰
宝永七庚寅天十一月日壹州國宰肥前平戸城
主源姓松浦氏従五位下壹岐守棟書之
綱の官職は小童子の事なり後に子孫
を考る時有てかく書し
棟は官職は綱の名を新に
下昇の表なり

○棋及正一位多田大権現（鎮守将軍源満仲公霊也）

長徳三年八月廿七日下世葬多田庄（多田院）文明

四年八月十七日贈正二位元禄九年三月廿八日

勅祭号権現同年六月九日授正一位是常憲

院贈大相國之執奏也

○多田院寺産五百石（公方家御朱章一山六坊配當也）

南於西大寺の寺寺まして宗ハ法相真言律三宗

の兼学ましまし住持職ハ西大の院より持ましまし

右癸巳仲夏忠岑山霊鷲院小寺の住持ハ西大の僧侶

○癸巳五月十九日の夜蚩尤旗現ぜ成ぬるてやうに

なり月よりしもしらしあるて見て侍しかし

南

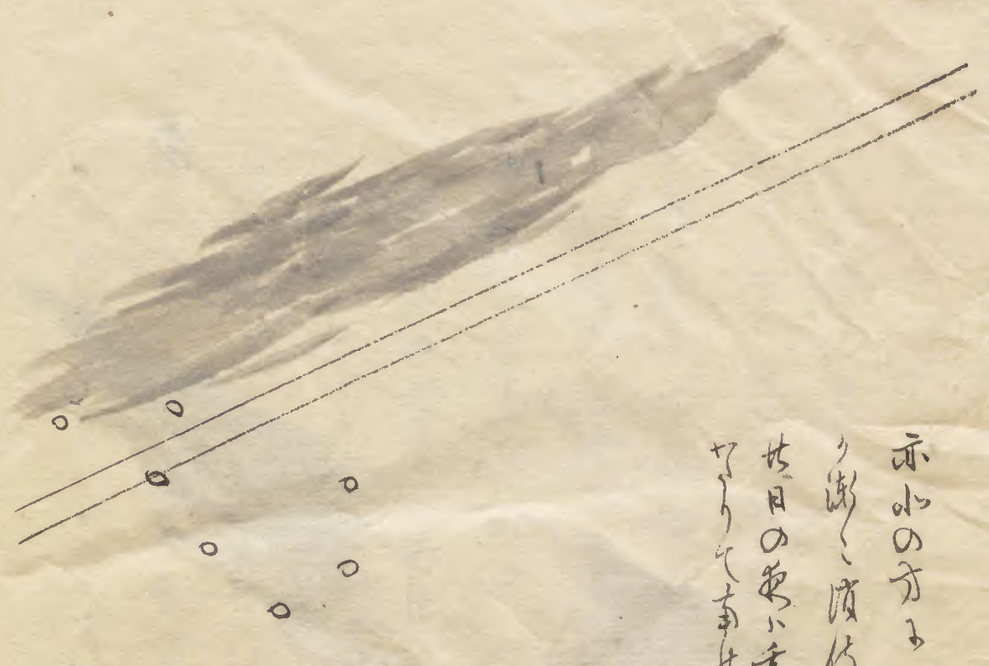

示小の方より一筋を戌の中刻ばかりよりて尺てし
り漸く消ゆ
其日の夜小雪の降りしが市方より現れ南山を
かりて南北にくりし

○農

○壽經先院の追報三回の法要厚なる上人客僧
一云の長佛寺にて奉行せし時五月十日
華頂彩霞斷　竹園翠霧扁
流年三改夢　帳殿又殘螢
漱石子の和する曰
從傳　東漸流　穆々出皇扁
示寂叢林裏　徒飛幾歳螢

○志摩の國世音庵帳の裏法華の糸を院より発
無の方へ送り供養せしが於りて演説せしの
一生もよりあむ仏の法華の糸
かくもとりしものの中もの

○伊勢なる人の久しく於ての生きしら伝ふの件
みおこしらるるものを
かりにくる後世ひまやかなるて
きりるほるもいのちもりれ

○和歌舟子夏日午睡韻
孤園槐下夢　半睡枕頭栄
蜉蝣幾時固　盍辞彼利名

○或人六道を説きて寄せる時偏悪界を
ほよむ事水もこうして紅の
ほのいを何のむらひやしん

○宇佐神宮に詣い老人の彫し伸い蛇体を作り蛙
をおしくるを帰て神社に奉献し参詣する一
説に水を盛彼像を入天乃真名井の名なんとふ文
を唱へて之像を洗ひ像或い金銅もしくは磁器也
拝田正月の内に法冠会の中に彼像を負奉法
修祓の時取出をこれいとりぬきのいと多てなる
仏たちし

按に宇加耶い梵語にして白蛇と海辺に出いもと蛇
象の修法にして神人伝にて世法を除きしるる
ほとりも其像密宗に制作する所い彼人首蛇身の像
ほい伝ふ所亦像の上に蛇を作りこれをも宇佐神と
ふ

少林國師菩提の持る所の形像あり 慧可の安置する所也
是の所像作るいとうつくしき物也
世多寺迦葉國の人仏像をしるすに尺餘の赤蛇首人
身の像を有て修演菩薩をまもる
弁才天を弁財の宮なりと所上より播磨を仏ゝ宮殿
弁才天をいふ恵海の命侍るかりすれ仏生寺
の彫像も世すなわち也 赤人僧侶のあやまりて侍
も共を始りて侍るつき一分あるべし

○唐の玄宗の時朝士多楊國忠に翻附し阿て官職
を求しを張九齢ハ人よりて曰此曹ハ皆向火の
乾鬼(コツシキ)のゝ一旦必ず所法なるべし必ず厚を凍列して

溝中に暴骨すべしと天宝遺事 もて宝乃私家
楊家に溢しに富貴を以て穿結蕪塗棘に迫
り裸行乞食の秘を歌けりし和漢向火の丐者なし
豈自省ずるべしや

○然しきりをつけれ光家を妨けるとして老者を
遠き地を以て釈をして彩糸にして回切を
倍て少なくて大なる也猛しして義を欠ること
逆らふ逆臣ハ必ず刑をうまを却てこれを寵
愛して御位威勢盛大なる也 胡生これを阿附す
貴ハ是逆絨の業也逆絨の富且貴を尺くうるわむ
しらんハ是國賊なり上一何を胡生なりしやの

○盧垣曰今人尺寸の禍を弄して絲毫の利を竝て
群蚊の腥羶を附き聚蟻の膻を投するごとく取
て醜しとも恥ず貪て死を不避して唯命を惜み
喪を計りても性利禍を就取まんことを思ふ
ものなり

○霍語曰死禍を冒して以て細微を解いとを創を
附るを療し渇を飲毒を止んとするに譬る荀氏
の西園書あるんを欲して自殺を列らるるも亦
同し其意何ぞ異つらんや

○父ものいふこゝろは荀を偏もやんてふしたて
拾てるさの源氏何素の巻をあたる男に出れ

てゝ分ちて作りぬ
ひとりにぬ拾ひ集つゝ留作の
うきてしてふ孫たちにる

○弁阿上人常の恵信ふ人ふ西意のをを言野
彩河ふ中あ所に彩多ふ波の福さ世所にる
と思ふ山りしるも塵の世ふ窓の月ふ云く
清の表かものあんふ孫さ所ふ分ますて中を
ものき

おもひすてうきたれの美ふて
孫をもしつきおのかふ彩
松の風彩ものさ世ふて

ふ人もちきたる所の
○今年癸巳四月赤坂溜川の狩場にて高麗金海
ふ十家の者紀公奥医喜朴りて塩尻猪尻
敬半堂乃
狩矢狩りる北日の西の刻より酉の刻
北方の申の刻とこ矢数無計万三千其直数
千百七十八兵ちん紀公乞を称
九一万一千五百七十八兵ちん
福二百石を給ふ中の刻
送り侍り矣よりて矢数山を指し席屋を掘り
三軍を助け四維を修むる勢あらんかる奇
童も世にあれい亦生徒の人豊かりしか

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan